

随意契約（相手方指定）調書

件名	修繕契約（荒川遊園ふわふわドーム遊具エアロシェルター修繕）	No.5200256
工（納）期	令和 8年 6月30日	
契約締結日	令和 8年 4月 1日	
契約金額	1,421,750円（消費税込み）	

契約相手方	帝人フロンティア株式会社 (法人番号：5120001067360)	
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。	
備考		

業者選定理由書

件名	修繕契約（荒川遊園ふわふわドーム遊具エアロシェルター修繕）
指名業者 （案）	名称 帝人フロンティア株式会社 代表者 代表取締役社長 平田 恭成 所在地 東京都港区東新橋二丁目14番1号 NBFコモディオ汐留7F
特命理由	<p>本件は、荒川遊園のふわふわドームに併設されているエアロシェルターについて、修繕を行うものである。</p> <p>主管課からは、契約締結請求にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得たうえで、上記業者を契約の相手方としたい旨の依頼があった。</p> <p>経理課として検討したところ、</p> <p>① 上記業者は、エアロシェルターの被覆生地素材を開発し、制作・納入した事業者であるため、製品を最も熟知している。</p> <p>② 上記業者は、これまでも軽微な修繕を実施し、現状を最も熟知しているため、上記業者が本件を実施することで、これまでの修繕と整合した確実な履行が可能となり、責任の所在が明確化される。</p> <p>以上のことから、上記業者を相手方に指定した随意契約を締結する。</p>
その他 特記事項	○根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 （性質又は目的が競争入札に適さないもの）